

第11回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成 24 年 5 月 2 日 13:00～
議事堂 3 階 301 委員会室

- 1 執行部からの意見聴取について
- 2 議員活動等に関し一定期間内に検討する方法について
- 3 その他

<配付資料>

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表案 |
| 資料 2 | 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目
及び検討結果について |
| 資料 3 | 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題に対する執行
部意見 |
| 資料 4 | 「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、一定期間内
に検討することを確認する方法について |

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案

※下線部が改正箇所

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条—第7条）
- 第4章 知事等との関係（第8条—第10条）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条—第17条）
- 第6章 県民との関係（第18条—第21条）
- 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
- 第8章 政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行ったなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるとときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

- 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(文書による質問)

- 第14条の2 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。
- 2 前項の手続等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

- 第15条 議員は、議会の権能を發揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

- 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

- 第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。
- 2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

- 第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

- 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

- 第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

- 第21条 議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書

室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(会派) 第5条 【略】 2 【略】 3 会派は、議員が前条に規定する責務 を果たすために行う活動を支援するも のとする。	(会派) 第5条 【略】 2 【略】 【新設】
(議員の定数及び選挙区) 第6条の2 議会は、議員の定数並びに 選挙区及び各選挙区において選挙すべ き議員の数について、県民意思等が的 確に反映されるよう不断の見直しを行 うものとする。	【新設】
(議会の説明責任) 第7条 議会は、議決責任を深く認識し、 議会運営、政策立案、政策決定、政策 提言等に関し、県民に対して説明する 責務を有する。	(議会の説明責任) 第7条 議会は、議会運営、政策立案、 政策決定、政策提言等に関し、県民に 対して説明する責務を有する。
(知事等との関係の基本原則) 第8条 【略】 2 議会は、合議制の議事機関としての 独自性を生かし、知事等との立場及び 権能の違いを踏まえ、議会活動を行わ なければならない。	(知事等との関係の基本原則) 第8条 【略】 2 議会は、知事等との立場及び権能の 違いを踏まえ、議会活動を行わなければ ならない。
(文書による質問) 第14条の2 議員は、議長を経由して知 事等に対し文書質問を行うことができ る。 2 前項の手続等に関し必要な事項は、 議長が別に定める。	【新設】

議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 における検討項目及び検討結果について

H24. 4. 12 現在

検討項目一覧表

※番号は検討項目の連番、○付き番号は優先検討項目の連番

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
1	①	最高法規	議会基本条例が議会の最高法規である旨を前文等で記載	最高法規とは位置付けない
2		用語の定義	知事等、委員会等、会派など	用語の定義は特に定めない
3	②	議決責任	議会又は議員の議決責任を規定	条文修正(議決責任の認識を規定)
4	③	政策形成	政策形成についても規定	現行の「政策立案、政策提言等」の規定のまととする
5		議場での質疑等の方法	対面演壇方式に限らず選択制にする	案件ごとに判断できるよう、議運へ検討を依頼する
6		議会運営の原則	公平性、公正性、透明性も規定	現行のとおりとする
7		正副議長立候補者の所信表明の会場	本会議場で行い議事録を残す	問題提起に留める
8	④	議会と知事の役割	自治法に定められた各役割(議決権、執行権等)を規定	条文修正(合意制の議事機関の独自性を生かす旨を規定)
9	⑤	質問趣旨確認(反問権)	事前通告制のない会議で論点整理のため質問趣旨確認権を付与	条例に規定しないが、質問趣旨を確認したい場合に限って認める。※議運へ会議規則や申合せにするかの検討を依頼
		議会と知事との協議	議提議案に関し、知事が意見を述べる機会を設ける	常設とはせず、案件が生じた場合、速やかに協議する
10		議会の説明責任	第7条を第6章「県民との関係」に位置付ける	現行のとおりとする
11		議会報告会等	議会報告会や意見交換会などを規定	同上
12		議会活動の評価・理解	議会活動の評価・理解の深度を多様な手段で的確に把握する旨規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
13		請願者の意見陳述機会の保障	委員会の公式の場でも希望があれば請願者に意見陳述機会を保障	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
14		議案に対する賛否公開	既に実施している議案に対する各議員の賛否状況の公開を規定	基本条例では議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項は要綱や申合せで規定
15		議長定例記者会見	議長による情報発信を恒久的に実施する旨規定	同上
16		委員会資料の事前公開	既に実施している委員会資料の事前公開を規定	同上

番号	優先	項目	課題提起の概要	検討結果等
17	⑥	附属機関、調査機関、検討会等	自治法 100 条の 2(専門的知見の活用)との整合性を図り、12~14 条を整理統合	条例制定時の議論の経緯もあり、現行のとおりとする
18		附属機関の調査対象	県政の課題に関して審査、諮問、調査できるよう規定	同上
19		附属機関委員の身分等	附属機関委員の身分や待遇等を規定	条文は変更せず、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱う
20		会期制	通年制議会等について再度規定	会期プロジェクト会議で検討
21	⑦	議員定数や選挙区、	議員定数や選挙区、	条文追加(県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う旨を規定)
		議員報酬	議員報酬の在り方や考え方を規定	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
22		会派	会派の役割(議員の支援等)を規定	条文追加(議員がその責務を果たすため支援する旨を規定)
23		議会事務局	議会に政策担当秘書や議長補佐役の職を設置。事務局の増強。	課題提起に留める
24	⑧	知事等に対する資料提出等の要求	知事等執行部に対し資料提出の要求や書面による意見開陳等を要求	条文を追加(文書質問権を規定)し、会議規則が申合せで詳細を定める
25		意見書提出及び決議	自治法 99 条の意見書提出や、決議による議会の意思表明を規定	現行条文中に趣旨が含まれており、別途規定はしない
26		議員活動の明確化	議員活動を規定し明確化を図る	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
27		議会機能の強化	第6条に包含し当該条項を削除	各条文の趣旨に違いがあり、現行のとおりとする
28		議員間討議の充実	充実した議員間討議の仕組み導入	条文変更に関する提起ではないため、現行のとおりとする
29		政務調査費	議員活動の基盤強化や充実のためである旨を規定	別途検討することとし、現時点では改正を行わない
30		交流・連携の推進	1 つの条文とし改革の方向を強調。海外の自治体議会との交流を規定。	各条文は独立した内容となっており、現行のとおりとする 海外との交流については、議員連携に留まっており、条例では規定しない
31		議員連盟	条例で規定	公式の組織ではないため、条例で規定はしない
32		議決事件の追加	自治法 96 条 2 項の議決すべき事件を規定	各条例で既に定めており、重ねて基本条例では定めない
33	⑨	住民投票	議決権限に属する重要な政策課題について議会が住民投票を実施	今後の検討課題とし、条例には規定しない
34		予算の確保	必要な予算を確保	議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられ、条例には規定しない

各項目の検討状況

各項目の（ ）書きは、三重県議会基本条例に該当又は関連する条文を明記。

○付数字は優先検討項目

1 ①最高法規（規定なし）

＜課題提起＞

三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記すべきである。他県では、議会基本条例を最高規範として位置づけているものがあり、本県でもそのように位置づけを明らかにし、議会の姿勢を示すことは良いのではないか。

【結論】

条例上又は他の方法によって議会基本条例を最高規範と位置付けることはしないこととする。

＜有識者意見＞

- ・議会基本条例自体が宣言的な意味合いも強く有しており、世論を喚起する意味合いでの宣言性について、もう少し検討してもよいのではないか。

＜主な意見＞

- ・議会基本条例を議会における最高規範等と位置付けることや、他条例の新規制定に当たって議会基本条例の趣旨を尊重するといったことは、法秩序の構成原理（後法優先の原理及び特別法優先の原理）等に鑑み、無理があると考えられる。
- ・他県の議会基本条例が議会の最高規範等と規定しているのは宣言的な意味であると考えられるが、あえてこれを明記するという立法事実を検討するに当たり、議会基本条例は、議会運営の基本原則を定めたものであるということで必要十分である。
- ・例えば、議会の姿勢として議会基本条例を「最高法規」等と位置づけるのであれば、附帯決議などで意思表明するといった方法も考えられるが、あくまで宣言的なものである。

2 用語の定義（規定なし）

＜課題提起＞

「知事等」、「委員会等」、「会派」などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきである。

【結論】

用語の定義は特に定めない。

《参考》

- ・「知事等」－前文において「知事その他の執行機関」と規定

- ・「委員会等」－第20条で使用

※逐条解説では「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び代表者会議を指す」と記載。

- ・「会派」－第5条に会派の規定あり

※検討項目22とも関連

＜主な意見＞

- ・逐条解説に書いてあるものを条文に規定するとなると、相当数となってしまう。

3 ②議決責任（第7条関係）※条文修正

＜課題提起＞

議員の立場で議決したことについて当然議決責任は伴うものであり、議会又は議員の議決責任について、条例で規定するべきである。

【結論】

議会としての責任について、第7条の規定に「、議決責任を深く認識し」の文言を追加する。なお、議決責任の具体的な内容については、逐条解説に記載する。

【修正条文案】

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

【逐条解説案】

- ・議決についての議会の責任には、決定した事項をフォローアップする意味での執行監視、評価の責任がある。また、争点を形成して論点を明らかにし、意思決定をするという、決定過程の質についての責任がある。
- ・議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない。なお、議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。

＜有識者意見＞

- ・議決責任には、決定内容の適切さについての議員の政治的責任及び道義的責任がある。当然ながら、反対した議員は可決された政策の内容に責任を負わない。また、議会には、執行監視や評価の責任（フォローアップする責任）、論点や争点を発見し公開する決定過程の質についての責任がある。
- ・議会基本条例において議会の責任を宣言するのは、道義的、社会的、政治的な責任を明確にするという意味から大いに意義のあることであり、責任を果たそうとする姿勢にもつながる。
- ・議会の議決は、地方公共団体としての意思決定であり、議決責任というのは地方公共団体の責任と考えられる。

<主な意見>

- ・道義的、社会的、政治的責任があると条例で規定しても、訓示的なものにしかならないが、議論の証としてまた後世に残すのであれば、具体的に書くべき。
- ・議決したものを執行せしめる（フォローアップ）という議会としての役割、責任を説明責任に含めて書き込んではどうか。
- ・フォローする責任、意思決定の質や論点の明確化という言葉も入れるべき。
- ・社会的、道義的、政治的な責任を議会は有するという宣言的な部分まで、逐条解説に書き入れるのはそぐわない。
- ・条文で議決責任としか書かないのであれば、逐条解説で具体的な内容を書くべきである。
- ・議案に反対した議員は、責任を負わないということも説明する必要がある。
- ・議員や議会が当然に有する責任であり、改めて条例に書き込む必要はない。
- ・議会には執行権がないので、法的な賠償責任はないとされているが、議決責任を明文化することで、訴えられやすくなるという課題がある。
- ・起立して採決を求めて立たない人の責任はどちらに入るのか？（議案の賛否に関する公開の取扱では「反対」として整理されている）
- ・7条修正案は、議会は議決責任を深く認識した上で、県民に対して説明責任を有するとしており、タイトルは「議会の説明責任」のままでよい。

4 ③政策形成（第3条第3号、第10条関係）

<課題提起>

政策立案又は政策提言の過程である政策形成について、条例で規定するべきである。議会の重要な機能として政策形成機能が求められており、この機能を向上させて立法機能や監視機能と同程度に位置付けていくことが、次のステップにつながると考えられる。

【結論】

有識者の意見によると、政策形成は「政策に対する諸々の影響力によって、結果的にある形に成っていくという引いた視点から客観視する概念」である一方、政策立案は「政策をデザインする主体としての能動性を前提とする概念」であるということを踏まえ、議会が主体的、積極的に政策を作っていくことが重要であることから、現在の議会基本条例で規定されている「政策立案、政策提言等を積極的に行う」という規定のままとする。

<主な意見>

- ・有識者の解説により、結論は得られた。

5 議場での質疑等の方法（第4条第4項関係）

＜課題提起＞

質問者が、対面演壇のいずれの席から質問するか選択できる方法を検討すべきである。

【結論】

議員が発言の際に使用する演壇の決まりである「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」を踏まえつつ、議員が議長席前の演壇を使用したい場合は、議会運営委員会に申し出てもらい、案件ごとに判断できるよう、議会運営委員会において検討してもらう。

《参考》

- ・「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」（平成22年5月28日最終改正、議会運営委員会）において、議員の発言の際に使用する演壇を定めている。

5(1) 代表質問、一般質問、再質問、関連質問及び議案に関する質疑は、議員発言用演壇を使用する。また、議提議案提案説明、議提議案に関する質疑に対する答弁、委員長報告、決議案朗読、討論等の発言は、議長席前の演壇を使用する。

＜主な意見＞

- ・議長席前の演壇を使いたい場合、その都度、議運に申し出て諮詢すればよい。
- ・質問後、演壇の立つ位置と座る席との位置関係が合わないので、改善できないか。

6 議会運営の原則（第6条第1項関係）

＜課題提起＞

議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定すべきである。さらに、「県民に開かれた」といった姿勢を、重畳的に規定すべきである。

【結論】

「公平性」や「公正性」については、議会運営の原則として当然のことであるため、現行の条文のとおりとする。また、「透明性」については、現行条文の中で既に同趣旨のことが書かれているため、新たに規定することはしない。

＜主な意見＞

- ・「透明性」については、第3条第1項の開かれた議会運営の中で、「積極的に情報の公開を図るとともに」等と既に書かれている。

7 正副議長立候補者の所信表明の会場（第6条第2項関係）

＜課題提起＞

本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきである。

【結論】

条文として記載しないが、提起された内容を議会内で検討することを提案する。

※議会改革推進会議あるいは代表者会議

《参考》

「三重県議会役員選出申し合わせ事項」（平成21年5月12日最終改正、代表者会議）において、所信表明会の会場を定めている。

5 所信表明会は、立候補届出日の午後1時30分から全員協議会室で行い、…

＜主な意見＞

- ・議長としての公約は、議事録に残していくことが大事。

8 ④議会と知事の役割（第8条関係）※条文修正

＜課題提起＞

議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するべきである。明確に互いの役割を明記した上で、二元代表による緊張ある関係と規定した方が良い。

【結論】

「知事等と常に緊張ある関係を構築」するという条文の意味は、常に対立関係にあるというのではなく、互いに切磋琢磨するという意味であることから、現行の条文のとおりとする。

なお、二元代表制は機関対立主義を基本としながらも、議会と長の権限を融合的に設計されているため、議会の議決権及び知事の執行権という関係性の整理だけでは曖昧であることから、政治的正統性を有する合議体特有の役割を明記することとし、第8条第2項の規定に、「合議制の議事機関としての独自性を生かし、」の文言を追加する。

【修正条文案】

(知事等との関係の基本原則)

第8条 【略】

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

【逐条解説案】

議会は、政治的正当性を持っている合議体であり、議会の議論を通じて、政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有する。

＜有識者意見＞

- ・日本の二元代表制は、権力分立の純粹型の制度設計にはなっておらず、行政と議事機関との関わりは非常に重複しているため、「議会の議決権」と「知事の執行権」と単純化することで、落ちてしまう論点が増える恐れがある。
- ・むしろ、政治的正当性を持っている合議体が有する権能を明記した方が良い。例えば、政策の論点、争点を議会の議論を通して明示して世論形成をすることができ、民主的な意思決定を行うことができる。（争点形成、論点明示機能）
- ・執行機関は議会の権限に配慮する、逆に議会は執行機関の権限に敬意を払い配慮するということが重要で、何らかの規定ができないか。

＜主な意見＞

- ・「常に緊張ある関係」という表現だと、何か刺々しく張り合っているように感じるため、「緊張ある適切な関係」とすべきではないか。
- ・「緊張ある」とは、これまで何でもかんでも知事追認型の議会であったという反省のもとに、議会の中では与野党を作らずに、知事に対して是々非々でいくという緊張感を持っていくという意味であり、書き換える必要はない。
- ・「緊張ある」の中には、「緊張ある友好関係」も含まれていると理解している。
- ・「敬意と配慮」という考え方を理解できるが、あえて議会の側から言葉にまでする必要はない。
- ・議会の独自性の特徴を生かすというのを入れるのはよい。
- ・議会の独自性の具体的な内容については、逐条解説に譲ればよい。

9⑤-1 質問趣旨確認（反問権）（第8条関係）

＜課題提起＞

予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべきである。

通告制のある本会議においては、反問権の付与は不要と考えるが、仮に、反問権の付与について検討するのであれば、所要の条件や環境の整備を図る必要がある。

【結論】

質問趣旨確認（反問権）は、議会基本条例には規定しない。

知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかどうかについて、議会運営委員会において検討してもらう。

＜有識者意見＞

- ・質問趣旨確認に限定した反問権であれば、条例にわざわざ書き込む必要はない。
申し合わせや会議規則の中で確認をしておけば済む。

- ・質問に答える関係ではない政策の議論ができる場を設けるのであれば、一考の余地がある。

＜主な意見＞

- ・質問確認権は、そもそも執行部が持っているものであって、議会でどうこう言うことではないので、あえて規定する必要もないし、事実そういう運用がなされている。
- ・議会の体制と執行部の体制が全く違い、発言通告まで求められている中で、反問権は一切認めるものではない。
※執行部にそもそも反問権（質問趣旨確認）があるとする委員は9人中7人
- ・いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したい時にすればよい。
- ・質問的確認権をわざわざ議会基本条例に定める必要はない。

9⑤-2 議会と知事との協議（規定なし）

＜課題提起＞

議提議案に関しては、知事も参加して自分の主張を述べる機会を設ける仕組みがあるべきではないか。

【結論】

会期に関する検討プロジェクトチーム（平成19年6月設置）において検討した結果、「協議の場の設置については、議会と知事が協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」としており、常設とはしない。

＜会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果＞

- ・意見なし

10 議会の説明責任（第7条関係）

＜課題提起＞

第3章「議会運営の原則等」にある第7条（議会の説明責任）は、第6章「県民との関係」に位置付けるべきである。

【結論】

各条文の位置付けがそれぞれにあることから、現行のとおりとする。

＜主な意見＞

- ・検討項目3「議決責任」の議論の結果、第7条に議決責任が追加されたことにより、議会運営の原則の内容としてよりふさわしい内容となったため、現状のままでよい。

11 議会報告会等（第18条第2項関係）

＜課題提起＞

県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的に実施するべきである。

議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議会が、県民に対して直接説明する具体的な取組についてこの条例で規定し、実施するべきである。

【結論】

「現場 de 県議会」をはじめ、既にさまざまな広聴の取組を実施しており、また、広聴広報会議において、今後もより効果的な広聴広報の手法を検討していくこととなっているため、現行の努力規定のままとする。

＜広聴広報会議での検討結果＞

- これまでに「現場 de 県議会」（出前県議会）、「市町議会との交流・連携会議」、「県議会出前講座」のほか、常任委員会の県内調査における県民や各種団体関係者等との意見交換会の実施など、さまざまな広聴広報の取組を実施してきたおり、提言されている議会報告会の内容は、既に実施していると考えられる。
- 今後は、政策広聴の仕組みである「現場 de 県議会」について、さまざまなパターンで実施していくながら、より効果的な広聴広報の手法を広聴広報会議で検討していくこととする。

12 議会活動の評価・理解（第18条及び第19条関係）

＜課題提起＞

県民の、議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるという趣旨を規定するべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

《参考》

- これまでに、県議会への傍聴者アンケートやe-モニター制度を活用した県民意識調査を実施しており、平成21年には県議会に対する評価をe-モニターにより把握している。

＜主な意見＞

- 広聴広報会議で引き続き検討していく中で、必要があれば、明文化するべきかを検討すればよい。

13 請願者の意見陳述機会の保障（第18条関係）

＜課題提起＞

請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨を、条例で規定するべきである。請願提出者を参考人として招致し、その意見を聞く取組などは行われているが、請願を提出した側から希望があれば、意見を述べる機会を保障するべきである。

現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っているが、直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、すべての請願提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定するべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしないが、参考人を招致するかどうかは委員会で判断することとする。

＜会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果＞

- ・政策担当者会議において請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聞く必要があれば、参考人招致を行うことになる。

＜主な意見＞

- ・政策担当者会議の位置付けを明確にするべきではないか。
- ・委員長会議等において、願意を量るために意向確認するなどの配慮をすればよい。

14 議案に対する賛否の公開（第19条関係）

＜課題提起＞

既に議案に対する各議員の賛否の状況を県議会ホームページで公開しており、議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例でも規定するべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「議案等に対する議員の賛否状況の公表について」（平成20年6月3日、議会運営委員会決定）により、平成20年5月16日以降の議決結果について、同年6月から公表している。

15 議長定例記者会見（第19条関係）

＜課題提起＞

多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月1回議長定例記者会見を実施しているところであり、議長が定期的に情報発信を行う旨を条例で規定し、恒久的に実施するべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「議長定例記者会見の実施について」（平成19年5月31日、代表者会議決定）により平成19年6月から実施。なお、当会見は、県議会と県政記者クラブとの共催となっている。（県政記者クラブとの協議結果）

16 委員会資料の事前公開（第21条関係）

＜課題提起＞

議会活動に関する資料の公開に資するため、既に委員会資料をホームページで事前公開しているところであり、委員会資料を委員会の事前に公開するよう、条例で規定するべきである。

【結論】

議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。

《参考》

「委員会説明資料のホームページ掲載について」（平成21年10月20日、広聴広報会議決定、平成21年11月9日、代表者会議了承）により、平成21年12月から実施。

＜主な意見＞

- ・ホームページで公表されている委員会資料は、議論途中の案のものであり、委員会終了後は削除すべきである。

17 ⑥-1附属機関、調査機関及び検討会等（第12条、第13条及び第14条関係）

＜課題提起＞

第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである。

【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

<主な意見>

- ・議員報酬等については調査機関で議論しているが、これは広い意味では県政の課題にも成り得ることや、附属機関だと設置条例を作成している間がないという経緯があった。
- ・議員報酬（議会活動）を県政の課題の一部であると解釈するのであれば、第12条は要らないのではないか。
- ・基本条例第12条、第13条、第14条は、三重県議会の議会改革のシンボル的な条文であり、先人の努力の証である。

18 ⑥-2附属機関の調査対象（第12条関係）

<課題提起>

現状として、附属機関においては「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができないが、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる。今後、附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定するべきである。

【結論】

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

<主な意見>

- ・県政一般の課題に関しては、丸投げするのは良くない。これを議論するのは議会であり、附属機関に諮問するのは、議会活動制度の見直しなど議会内部的なものが対象になるのではないか。

19 ⑥-3附属機関委員の身分等（第12条関係）

<課題提起>

第12条に基づく議会の付属機関の委員の身分については、非常勤特別職として扱えるかなど解釈上の疑義があることから、附属機関の委員の身分などについて、条例で規定するべきである。

【結論】

条文は変更しないが、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱い、今後、附属機関が設置される場合は、その旨を設置条例に規定する。

<有識者意見>

- ・附属機関の性質からすると、委員の身分は非常勤の公務員ということになる。公務災害など委員の身分に関わる問題を考えていけば、附属機関として適正に取り扱うことが望ましい。したがって、報償費ではなく報酬ということにならざるを得ない。
- ・執行機関の場合、特別職非常勤職員の報酬に関する条例を定めており、議会の側でも同様の条例を用意する必要がある。報酬条例を設ければ議会の姿勢は鮮

明になる。

- ・附属機関の性質に照らすと、地方公務員法第3条3項2号の条文(法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの)を素直に読めば、非常勤特別職の公務員に当てはまる。これを前提に、個別の附属機関設置の際に、その委員に対する報酬支給の条例を制定すればよい。
- ・議会の附属機関とその委員の身分については、法律が想定していない領域であるが、条例に基づいて執行機関と同様の機関を議会に設置し、その委員を特別職非常勤公務員と見ることは、目的や趣旨、効果において矛盾や衝突はない。
- ・他県議会の附属機関として議会の情報公開審査会を設置している例があるが、執行機関側にも同様の審査会があり、機能や委員の職責において実質的な差がないとすれば、その委員の身分や報酬について法的な差を付ける積極的な理由はない。

＜主な意見＞

- ・議会基本条例第12条第2項で、「構成員については、非常勤特別職とし、報酬を支払うものとする」と規定してはどうか。
- ・第12条だけ具体的なことを規定すると、第13条や第14条は「議長が別に定める」としており、バランスが崩れるので、個別条例で対応すればよい。
- ・非常勤特別職と身分を明らかにすれば、報酬のことについては書かなくてもよいのではないか。

20 会期制（規定なし）

＜課題提起＞

三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、議会基本条例で規定するべきである。通年制議会を含めた会期の検討が必要。

【結論】

当プロジェクト会議では議論せず、議会基本条例には規定しない。

《参考》

「三重県議会定例会の招集回数に関する条例」（昭和31年6月20日 三重県条例第31号、平成22年6月7日 三重県条例第30号改正）により、定例会の招集回数を規定。

＜会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議＞

- ・引き続き検討を進める。

21 ⑦-1 議員定数及び選挙区（規定なし）※条文追加

＜課題提起＞

県民の意思を的確に示すことができるよう、議員定数や選挙区の在り方について不断の見直しを行うといった姿勢を、議会基本条例で示す必要がある。

【結論】

「議員の定数及び選挙区」の関係については、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行う旨を条例に盛り込んでいくこととする。

【追加条文案】

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

＜有識者意見＞

- ・議員定数及び選挙区について、第三者的に見ても公平、公正な選挙ができるような規定の仕方が必要。

＜主な意見＞

- ・議員の定数条例や報酬に対する議会の意思や姿勢を示す必要性がある。
- ・「別途条例で定める」というような書き込みではなく、理念を表す表現にすべき。

21 ⑦-2 議員報酬等（規定なし）

＜課題提起＞

議員報酬等について、議員の存在意義等を踏まえ、広義の議員活動の対価であるといったことを基本条例で明記する必要がある。

【結論】

21 「議員報酬」、26 「議員活動の明確化」、29 「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

《参考》

- ・「地方議會議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。
- ・地方自治法第203条で、議員報酬及び費用弁償に関する規定あり。

＜主な意見＞

- ・21 「議員報酬」、26 「議員活動の明確化」、29 「政務調査費」について、このプロジェクト会議で基本条例に明記するための議論を始めると、時間がか

- かることが予想され、その上、結論がまとまるかどうかもわからない。
- ・全国都道府県議会議長会が要望しているなどの事情はさておき、議会先進県を目指している以上、三重県議会として他に先んじ、率先して基本条例に明記し、議員の地位を明らかにすべき。
 - ・基本条例に明記するための議論を始めると、時間がかかることが予想されるが、今までの議論の過程もある。検討条項を設けることや附帯決議を行うなど、何らかの議論の足跡を残すべき。
 - ・議員報酬等の基になる議員活動については、少なくとも明確にしておくべきであり、別途検討組織を立ち上げてはどうか。
 - ・「議員報酬は、県民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とする」といった規定を設け、具体的な内容については、今後、検討していく旨を附則で定めてはどうか。

22 会派（第5条関係）※条文追加

〈課題提起〉

会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定するべきである。

会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を図り円滑な議会運営に協力する旨を規定するべきである。また、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定するべきである。さらに、会派が、会派間の調整により円滑な議会運営に寄与する旨を規定するべきである。

【結論】

会派は「議員がその責務を果たすため支援する」という趣旨の条項を追加する。

【追加条文案】

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、議員が前条に規定する職責を果たすために行う活動を支援するものとする。

《参考》

- ・地方自治法上は、第100条第14項において、政務調査費の交付対象として会派が規定されているのみ。
- ・他道府県の議会基本条例でも会派の規定あり。

23 議会事務局（第 25 条関係）

＜課題提起＞

特別職又は一般職として、議会に政策担当秘書や議長補佐の役割を担う職を設置することを、条例で規定するべきである。

本県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っている間は、議会事務局の人員の増強等機能を強化するべきである。

【結論】

課題提起に留め、条文は現行のとおりとする。

《参考》

- ・議会基本条例第 25 条第 2 項では、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用することができるとする定めがある。

24 ⑧知事等に対する文書質問制度、資料提出要求制度（第 9 条関係）※条文追加

＜課題提起＞

議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定するべきである。

なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第 100 条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。

また、国会の質問主意書に関する制度のように、議会が承認した場合や議長が認めた場合には、情報提供や書面による知事等の意見の開陳を求める制度を設けるべきである。

議会機能強化の取組の一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問することのできる仕組みとして、文書質問制度の創設を提案する。

会派の所属議員が 6 人以上いないと全常任委員会に所属することはできず、少数会派にとって傍聴等の機会も限られており、質問や情報入手の機会が限られる。

【結論】

知事等に対する文書による質問制度を新たに設けることとし、具体的な取扱いについて別途協議する。

知事等に対する文書による資料提出の要求については、議会基本条例には規定しない。

【追加条文案】

(文書による質問)

第 14 条の 2 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。

2 前項の手続等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【検討事項・案】

以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成。

1 文書質問ができる期間

定例会年4回制時における閉会期間とする

※表現については要検討

2 文書質問ができる回数

議員一人当たり、定例会年4回制時における閉会期間につき1件まで

3 質問書を提出できる期限

※議会運営委員会において検討してもらう

4 質問書の提出先

議長

5 提出された質問書を決定する方法

議長は、議会運営委員会に諮り決定する

(閉会期間中の対応については別途検討する)

6 答弁書の提出期日

質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける

7 知事等の回答義務

知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける

8 質問書及び答弁書の各議員への配付

提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する

9 会議録の作成

本会議の会議録として作成する(閉会期間中の対応については別途検討する)

10 県議会ホームページへの掲載

質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討状況>

- ・意見なし

<有識者意見>

- ・まったく制約がなければ、乱用、乱発が問題としてあり得るので、一定の議会の機関意思に基づくコントロールが必要になる。

<主な意見>

- ・少数会派は、多数会派に比べると発言機会が制限され、公式な見解を得るために、また議事録を残すための手段が必要と感じたことがある。
- ・県民からさまざまな意見を聴いて、それを執行部に対して質す、確認する場として代表質問や一般質問、委員会等があるが、即時的な問題があるため、文書質問制度は大きな意味を成す。
- ・特定の一部の主観によって文書質問制度が使われることが懸念されるのであれば、ある程度それを止められる担保も合わせないといけない。

- ・執行部に応答義務を課すものではないということで、百条調査権とは別と整理してはどうか。
- ・応答義務ではないが、努力規定にしてはどうか。

＜運用ルールに係る主な意見＞

- ・議場での議論の妨げとならないよう、閉会中（採決から次の上程までの間）における質問の機会とする。
- ・文書質問できる期間は、大きな問題が生じたり、急を要する質問等をしたい場合もあるため、いつでもできることとしてはどうか。
- ・質問の決定方法は、議会運営委員会の議決によることとし、即時性に配慮した運営方法は、議運で協議して決めてもらえばよい。
- ・持ち回りによる議会運営委員会の決定により提出できるようにする方法もある。

25 意見書提出及び決議（第10条関係）

＜課題提起＞

議会が、意見書の提出や決議によって国や県執行部、県民等に対して意思表明を行うことを、条例で規定するべきである。

【結論】

現行の条文の中に提起された趣旨は含まれており、別途規定することはしない。

《参考》

- ・地方自治法第99条—普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。
- ・議会基本条例第10条—議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。
- ・「決議等」の逐条解説—決議、意見書、その他知事等に対する提言を指し、議会はこれらによって議会の意思を外部に表明するものである。

26 議員活動の明確化（第4条関係）

＜課題提起＞

議員活動を規定（明確化）し、本会議や委員会等における審議、政策立案や政策提言のための取組、広聴広報のための取組などの外、公的行事への参画も含めるべきである。

議員の活動は幅広くて多種多様、従って議員活動とは何かというものを改めて条例で規定することが必要。

【結論】

21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

《参考》

- ・「地方議會議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。
- ・「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告の中で、費用弁償の対象とする議員活動及び政務調査費の旅費等を充当する活動などについて、一定の整理がされている。

＜主な意見＞

- ・21 「議員報酬」と合わせて検討する。

27 議会機能の強化（第11条関係）

＜課題提起＞

第11条（議会の機能の強化）は、第6条（議会運営の原則）と同様の趣旨が重複して記載されており、当該規定を削除すべきである。

【結論】

各条文の趣旨に違いがあるため、現行のとおりとする。

《参考》

- ・第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分發揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。
- ・第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

28 議員間討議の充実（第15条関係）

＜課題提起＞

充実した議員間討議が行われるよう〇〇〇〇するといった仕組みを導入すべきである。

【結論】

条文は現行のとおりとするが、議員間討議が活発に行われるような具体的な仕組み等については、今後の検討課題とする。

29 政務調査費（第17条関係）

＜課題提起＞

会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定すべきである。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第4条第2項に規定する議員の調査研修や同条第3項に規定する広聴広報

等に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定するべきである。

他県の条例を見ると、政務調査費は議員活動の基盤の強化のためのものと規定されているものがある。

そもそも政務調査費の創設については、平成11年、本県議会が他の都道府県の議会に、地方分権の進展を踏まえ今後の議会活動を充実させていくために議員活動の基盤強化をしようという趣旨の意見書の採択を働き掛けた。十数県の議会が賛同して意見書を提出し、その動きが国に認められて平成11年の年度末の法改正につながったという経緯がある。このことを踏まえて、政務調査費について改めて議会基本条例の規定を設けるべきと提案するもの。なお、政務調査費の支給の対象は、当初議員活動の充実のためと要望したのだが、現行では政策調査研究に限られている。用途は、各県の条例の自由裁量に委ねられているはずである。

【結論】

21「議員報酬」、26「議員活動の明確化」、29「政務調査費」については、別途検討することとし、現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わないこととする。

《参考》

- ・「地方議會議員の位置付けの明確化」について議員立法を求める緊急要請（平成22年11月、全国都道府県議会議長会）の中で、地方自治法改正試案が提案されている。

＜議員報酬等に関する在り方調査会で検討中＞

- ・6月の最終答申において政務調査費の在り方が報告される予定。

＜主な意見＞

- ・21「議員報酬」と合わせて検討する。

30 交流・連携の推進（第22条及び第23条関係）

＜課題提起＞

第23条（交流及び連携の推進）は、第22条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革の必要性を明記し、改革の方向を強調するべきである。

海外の自治体議会との交流について、条例で規定するべきである。

【結論】

各条文は独立した内容の規定となっているため、現行のとおりとする。また、海外の自治体議会との交流については、条例では規定はしない。

《参考》

- ・第7章 議会改革の推進は、第22条（議会改革推進会議）と第23条（交流及び連携の推進）で構成されている。

- ・本県議会として海外自治体議会と正式に交流している実績はない。

31 議員連盟（規定なし）

＜課題提起＞

議員連盟について、条例で規定するべきである。

【結論】

議員連盟は、議会の公式の組織ではないため、条例で規定することはしない。

32 議決事件の追加（規定なし）

＜課題提起＞

地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会が議決すべき事件について、条例で規定するべきである。

【結論】

議決事件の追加については、各条例で既に定めており、重ねて議会基本条例で規定することはしない。

《参考》

本県議会として、地方自治法第96条第2項に基づき、議決事件として追加している事項は、以下のとおり。

- ・「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」(平成13年3月22日成立、平成22年3月23日一部改正)により、県総合計画の戦略計画などの計画を議決対象としている。
- ・①法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん②4分の1出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん③7千万円以上の出資、出えん又は信託(地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条の第2項の規定による基金の運用の場合を除く。)(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例)
- ・三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更(三重の森林づくり条例)
- ・自然環境の保全を図るための基本方針の策定又は変更(三重県自然環境保全条例)
- ・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更(三重県環境基本条例)
- ・人権施策の基本となる方針の策定又は変更(人権が尊重される三重をつくる条例)
- ・男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更(三重県男女共同参画推進条例)
- ・健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更(三重県健康づくり推進条例)
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画の策定又は変更(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例)
- ・食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画の策定又は変更(三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例)

- ・観光の振興に関する基本的な計画の策定又は変更(みえの観光振興に関する条例)

33 ⑨住民投票（規定なし）

＜課題提起＞

議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会が住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入するべきである。

【結論】

住民投票制度については、今後の検討課題とし、議会基本条例には規定しない。

＜有識者意見＞

- ・諮問的住民投票について、議会が住民に意思を問うときの一つのメニューとして持っていることを条例に規定するという選択もあり得る。
- ・議会が県民の意向を確認していくという姿勢を謳っておくことの意味は大きい。

＜主な意見＞

- ・特になし

34 議会予算の確保（規定なし）

＜課題提起＞

議会の機能を十分に發揮し、円滑な議会運営するために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定するべきである。

【結論】

議会活動に必要な予算は既に確保されていると考えられるため、議会基本条例に規定することはしない。

三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題に対する
執行部意見

三重県総務部
平成24年5月2日

3②議決責任（第7条関係） P4

【執行部意見】

「議決責任」という文言は一般的でなく、条例に規定する文言としては不明確である。その定義を条例上で明らかにすべきではないか。

9⑤-1 質問趣旨確認（反問権）（第8条関係） P8

【執行部意見】

再質問など事前通告が行われない質問等に対し適切に答弁するため、質問趣旨確認をする場合もあることについて、ご理解いただきたい。

9⑤-2 議会と知事との協議（規定なし） P9

【執行部意見】

平成19年12月18日付け「会期等の見直しについて（検討結果報告書）」において、「知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」とされたが、「協議すべき具体的な案件」の判断がどのようになされるかが不明確である。このため、知事から協議の申入れをした場合には、速やかに協議に応じていただけるよう、議会と知事との協議の場の制度化をお願いしたい。

（当意見については、4月19日に会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議でも執行部意見として申し述べさせていただいた。）

16 委員会資料の事前公開（第21条関係） P12

【執行部意見】

委員会資料のホームページでの公開は現在も行われており、詳細事項を定めるに当たっては、現状どおりの取り扱いとしていただくよう、お願いしたい。

19⑥-3 附属機関委員の身分等（第12条関係） P13

【執行部意見】

三重県議会基本条例は、「日本国憲法及び地方自治法の範囲内において」制定されていることから、附属機関の設置条例で、附属機関の委員に「非常勤特別職として報酬を支払う」と規定することが法令の範囲内であるかについても、あらかじめ十分にご確認いただきたい。

20 会期制（規定なし） P 14

【執行部意見】

4月19日に、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において、意見を申し述べさせていただいた。

23 議会事務局（第25条関係） P 17

【執行部意見】

条文は現行のとおりとされたことから、現時点では特に意見はない。

24⑧知事等に対する文書質問制度、資料提出要求制度（第9条関係） P 17

【執行部意見】

1 文書質問制度全般について

<基本的な理解>

文書による質問は、口頭による質問を補完する場合に行われるものと解されている（「議会運営の実際2」自治日報社）ため、議会が会議の手続等を定める会議規則に規定されるべきものと考える。

（現行の一般質問に関する規定は、会議規則に定められている。）

(1) 文書による質問が制度化された場合には、執行部としては、議場での質問と同様に誠実に対応していきたいと考えており、議場での質問について知事等の答弁は法令や条例で義務付けられていないことからも、答弁書の提出を義務付けることは、適当ではないと考える。

(2) 「文書による質問も質問である以上、会期中にのみ認められる（「議会運営の実際2」自治日報社）」と解されるところ、文書による質問ができる期間として「定例会4回制時における閉会期間」とされているが、休会中はともかく、議会としての活動期間ではない閉会中に文書による質問ができる法的根拠を示されたい。

(3) 追加条文案第14条の2第1項には、「議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。」とあるが、会議規則で質問は「議長の許可を得て」とされていることから、文書による質問についても「議長を経由」ではなく「議長の許可を得て」されるべきと考える。

(4) 「文書質問」という文言は、「文書による質問」を短縮して表記されたものと考えられるが、条文中、定義を与えていないので「文書による質問」の文言を使用されることが望ましいものと考えられる。

2 文書質問制度の制度設計について

(1) 一般質問等との重複及び文書質問間の重複

重複のないようにお願いいたしたい。

(2) 質問書

質問書については、「簡明な質問書」となるよう、様式を定め、質問の趣旨(背景)、質問内容など、記載事項等について基準を作成していただきたい。

(3) 文書質問ができる回数

執行部の負担に配慮いたしているところではあるが、「1件」は「1問」ではないため、「1件」の中で複数の質問が出されることも想定される。「1件」が拡大解釈されることのないよう、基準・ルールを設けていただきたい。

(4) 提出された質問書を決定する方法

質問書の知事等への送付については、議長が質問書を「議会運営委員会に諮り決定」とこととされており、一定、とりまとめられると考えているが、(閉会中に文書による質問ができる法的根拠がある場合、)閉会中も、知事等への送付が議会運営委員会等でとりまとめられるようにしていただきたい。

(5) 答弁書の提出期日

「質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける」とあるが、質問の内容によっては調査などに時間を要したり、文書質問が特定の部門に偏る場合には当該担当部局に相当の事務量が生じることなどから、期限の設定に当たっては、その都度、執行部と協議をしていただきたい。

(6) 知事等の回答義務

「知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける」とあるが、議会内部の規律である申合せ事項に、知事等に義務を負わせる規定を設けることは適切ではないと考える。

3 文書質問制度の導入について

文書質問制度については、執行部への影響が大きいことから、詳細な制度設計を含め、執行部と十分調整いただいたうえで導入をお願いいたしたい。

4 その他

文書質問制度の導入とあわせ、例えば、予算決算常任委員会での当初予算に係る審査・調査の効率化や、議会提出資料の簡素化について、ご配慮いただけないか。

33⑨住民投票（規定なし） P 23

【執行部意見】

議会基本条例には規定しないこととされたことから、現時点では特に意見はない。

「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、 一定期間内に検討することを確認する方法について

第10回プロジェクト会議において、「議員活動の明確化（第4条関係）」、「議員報酬」及び「政務調査費（第17条関係）」については、「現時点では新たな条項の新設や、現行の条項の改正は行わない」とこととしたが、「今までの議論の過程もあるため、検討条項を設けることや附帯決議を行うなど、何らかの議論の足跡を残すべき。」との意見が出たため、どのような対応方法があるかについて検討・整理した。

	対応方法	問題点
①	本課題の検討について、附帯決議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「執行部は、～を検討すべき」ではなく、「議会は、～を検討すべき」というような自己に対する事項を附帯決議できるか。 条例案の提案者が自ら附帯決議案を附すことは通常想定されない。
②	本課題の検討条項を附則に設ける。	※改正内容に含まれない事項を改正附則に設けることは一般的ではないと思われるが、立法例あり。
③	現行の検討条項（28条）を改正し、本課題の検討条項を明記する。	法令上には残るが、「 <u>何年以内に特定の事項について検討する</u> 」といった個別具体的な内容の条項が、理念的な規定が書かれている本則に紛れ込む。
④	提案理由説明等で現行の検討条項（28条）を活用し検討していく旨を話し、議事録に残す。	文書上には残るが、法令上には残らない。

◎三重県議会基本条例

（検討）

第二十八条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年
法律第73号)(抜粋)

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 【略】